

2 前項第一号から第五号までに定める一般廃棄物は、他の一般廃棄物と分別して収集されたものに限り、ただし、非常災害のために必要な応急措置として第二条の三第一号の規定による市町村の委託を受けて処分する一般廃棄物であつて、処分されるまでの間において、他の一般廃棄物と分別されたものについては、この限りでない。

附則

この省令は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、第十二条の七の十六の改正規定は、公布の日から施行する。

規則

○国家公安委員会規則第二十一号 警察法施行令昭和二十九年政令第五百一十一号第十三条第一項の規定に基づき、国家公安委員会個人情報管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年十一月二十四日

国家公安委員会委員長 河野 太郎
改正する規則
国家公安委員会個人情報管理規則（平成十七年国家公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項第一号中「範囲」の下に「及び当該権限の内容」を加える。
第八条の見出しを「事故発生時等の措置」に改め、同条第二項中「再発」を「発生又は再発の」

○法務省告示第五百六十八号
出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号口に掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十六年二月二十日法務省告示第七十二号の一部を次のように改正する。

平成二十七年十一月二十四日

第二号口の表に次のように加える。

株式会社特機コールドサービス 広島県広島市西区商工センター一丁目六番 三十七号 冷凍空気調和機器施工

○法務省告示第五百六十九号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号口に掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十八号の一部を次のように改正する。

平成二十七年十一月二十四日

法務大臣 岩城 光英

に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「漏えいその他保有個人情報に係る事故が発生したときは」を「前項の報告を受けたときは」に、「事故の」を「その」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。
警察庁職員は、漏えいその他保有個人情報の管理に係る事故が発生し、又は発生するおそれがあるときは、直ちにその旨を総括個人情報管理者に報告するものとする。

附則

この規則は、平成二十七年十二月一日から施行する。

告示

○政治資金適正化委員会告示第六十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十七年十一月二十四日

政治資金適正化委員会委員長 伊藤 鉄男
登録番号 登録年月日 氏名
四九五三 二七、一一、六 棚田 秀利
四九五四 二七、一一、六 酒井 真一
四九五五 二七、一一、六 西村 匡史
四九五六 二七、一一、六 三田 修己
四九五七 二七、一一、六 村松 武司
四九五八 二七、一一、六 岡本 修司
四九五九 二七、一一、六 後藤 公平
四九六〇 二七、一一、六 堀腰三知男

第二号口の表に次のように加える。

有限会社須藤硝子工業所	埼玉県川口市芝下二丁目二十八番六号	サツシ施工
株式会社ミウラシーリング	東京都墨田区八広三丁目十一番三号	防水施工
有限会社イチキ	愛知県海部郡蟹江町大字蟹江本町字テノ割二十二番地九	塗装

○法務省告示第五百七十号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号口に掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十七年十一月二十四日

法務大臣 岩城 光英

○法務省告示第五百七十一号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号口に掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月十九日法務省告示第四百十九号の一部を次のように改正する。

平成二十七年十一月二十四日

法務大臣 岩城 光英

株式会社高橋マシニング

千葉県山武郡横芝光町北清水六千七百三十番地	機械加工
-----------------------	------

○法務省告示第五百七十二号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号口に掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十六年八月十三日法務省告示第三百五十四号の一部を次のように改正する。

平成二十七年十一月二十四日

法務大臣 岩城 光英

株式会社原奥

埼玉県川越市豊田町二丁目十二番地七	塗装
-------------------	----

○法務省告示第五百七十三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号口に掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月二十日法務省告示第四百二十一号の一部を次のように改正する。

平成二十七年十一月二十四日

法務大臣 岩城 光英